宗像市地域防災計画

原子力災害対策編

令和７年５月

宗像市防災会議

【余　白】

－ 目　次 －

第１章　総　　則		
第１節　計画策定の目的		1-1
第２節　計画の性格	第１　宗像市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1-2
	第２　宗像市地域防災計画（「基本編・風水害対策編」、「地震対策編」）との整合性	1-2
	第３　計画の構成	1-2
	第４　県地域防災計画との関係	1-3
	第５　計画の修正	1-3
第３節　計画の周知徹底		1-4
第４節　計画の策定又は修正に際し尊重すべき指針		1-5
第５節　原子力災害対策重点区域を含む市町村の範囲		1-6
第６節　防災関係機関の事務又は業務の大綱		1-7
第２章　災害事前対策		
第１節　災害事前対策の概要		2-1
第２節　効果的な応急対策活動のための事前対策	第１　即応体制の整備	2-2
	第２　情報収集、伝達体制の整備	2-2
	第３　広域的な応援協力体制の整備	2-3
	第４　モニタリング体制の整備	2-3
	第５　住民等への情報提供体制の整備	2-3
	第６　避難受入れ活動体制の整備	2-4
	第７　飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	2-4
	第８　緊急事態応急対策に従事する者への研修	2-4
第３節　原子力防災に関する知識の普及・啓発		2-6
第３章　災害応急対策		
第１節　即応体制の確立	第１　原子力災害の対象と対応方針	3-1
	第２　災害対策本部の設置	3-1
第２節　応急対策活動の実施	第１　応急対策活動体制	3-2
	第２　緊急時モニタリング活動への協力	3-2
	第３　市民などへの的確な情報提供活動	3-2
	第４　原子力災害医療活動	3-7
	第５　市民の緊急避難への対応	3-7
	第６　避難者の受入れ	3-8
	第７　飲料水、飲食物の摂取制限等	3-9
	第８　文教対策の実施	3-11
	第９　その他の応急活動	3-11

― 目　次 ―

第４章　災害復旧対策		
第１節　応援要請への対応		4-1
第２節　被災者の生活再建等の支援	第１　放射性物質による汚染の除去	4-2
	第２　放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理	4-2
	第３　各種制限措置の解除	4-2
	第４　モニタリングへの協力及び結果の公表	4-2
	第５　災害地域住民等に係る記録の作成及び相談窓口の設置など	4-3
	第６　情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減	4-3
	第７　被災中小企業等に対する支援	4-3
	第８　心身の健康相談体制の整備	4-3
	第９　復旧・復興事業からの暴力団排除	4-3

第1章　総　則

第 1 節　計画策定の目的
第 2 節　計画の性格
第 3 節　計画の周知徹底
第 4 節　計画の策定又は修正に際し尊重すべき指針
第 5 節　原子力災害対策重点区域を含む市町村の範囲
第 6 節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

総則は、原子力災害対策の目的、計画の策定又は修正に際し尊重すべき指針、各防災関係機関とその役割等について明らかにするものである。

【余　白】

第１節　計画策定の目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害を踏まえ、玄海原子力発電所で同様の災害が万が一に発生した場合に備えることが必要である。

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）の主旨を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の性格

第１　宗像市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、宗像市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて策定したものであって、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう、緊密に連携を図った上で作成したものである。

第２　宗像市地域防災計画（「基本編・風水害対策編」、「地震対策編」）との整合性

この計画は、「宗像市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、本編に定めるもの以外で必要な事節は、他編の各章・各節に準じた対策を講じる。

また、その他の放射性物質又は放射線の放出事故に際しては、事故対策編に準じて措置する。

第３　計画の構成

この計画の構成は、以下の５章による。

(1)　第１章 総則

計画の趣旨、原子力災害対策重点区域の範囲、防災関係機関の業務等計画の基本となるものを定める。

(2)　第２章 災害事前対策

原子力災害が発生した際の体制等、整備しておく対策をあらかじめ定める。

(3)　第３章 災害応急対策

原災法又は「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」（以下「協定」という。）第２条に基づき、原子力事業者から原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）で定める基準以上の放射線量検出や緊急事態の際の通報（以下「非常時の情報連絡」という。）を受けた場合の対応及び原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）があった時から原子力緊急事態解除宣言（以下「緊急事態解除宣言」という。）があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策を定める。

(4)　第４章 災害復旧対策

緊急事態解除宣言後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を定める。

(5)　第５章 複合災害対策

原子力災害と自然災害が同時期に発生し、そのいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合（以下「複合災害」という。）において、応急対策に当たる上での体制及び留意点を定める。

第４　県地域防災計画との関係

市が原子力災害対策についての地域防災計画を策定又は修正するに当たっては、県地域防災計画を基本とし、これに抵触することのないようにする。

第５　計画の修正

この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更する。

第３節　計画の周知徹底

この計画は、市及び防災関係機関の職員に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。

また、市及び防災関係機関の職員は、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第４節　計画の策定又は修正に際し尊重すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の策定又は修正に際しては、原災法第６条の２第１項の規定により、国（原子力規制委員会）が定める「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を遵守する。

第５節　原子力災害対策重点区域を含む市町村の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定等原子力災害対策重点区域の範囲は、指針における「緊急防護措置を準備する区域（UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone.以下「UPZ」という。））」を踏まえて定めることとなっている。

県において原子力災害重点区域の範囲は、玄海原子力発電所から概ね半径30ｋｍの円内（以下「対象地域」という。）とし、対象市町村は、この地域を含む糸島市である。

ただし、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、放射線量の実測値等を指針における「運用上の介入レベル（OIL（Operational Intervention Level.以下「OIL」という。ただし、放出された放射性核種組成が明確になった時点で初期設定値が改定された場合には、改定後の値によるものとする。））」に照らして、必要な防護措置を実施される。

糸島市以外の本市においても、避難者の受入れを行う場合に備え、必要に応じ、その他市町村における情報伝達・広報活動、避難者の受入れ等に係る事項を検討するよう努める。

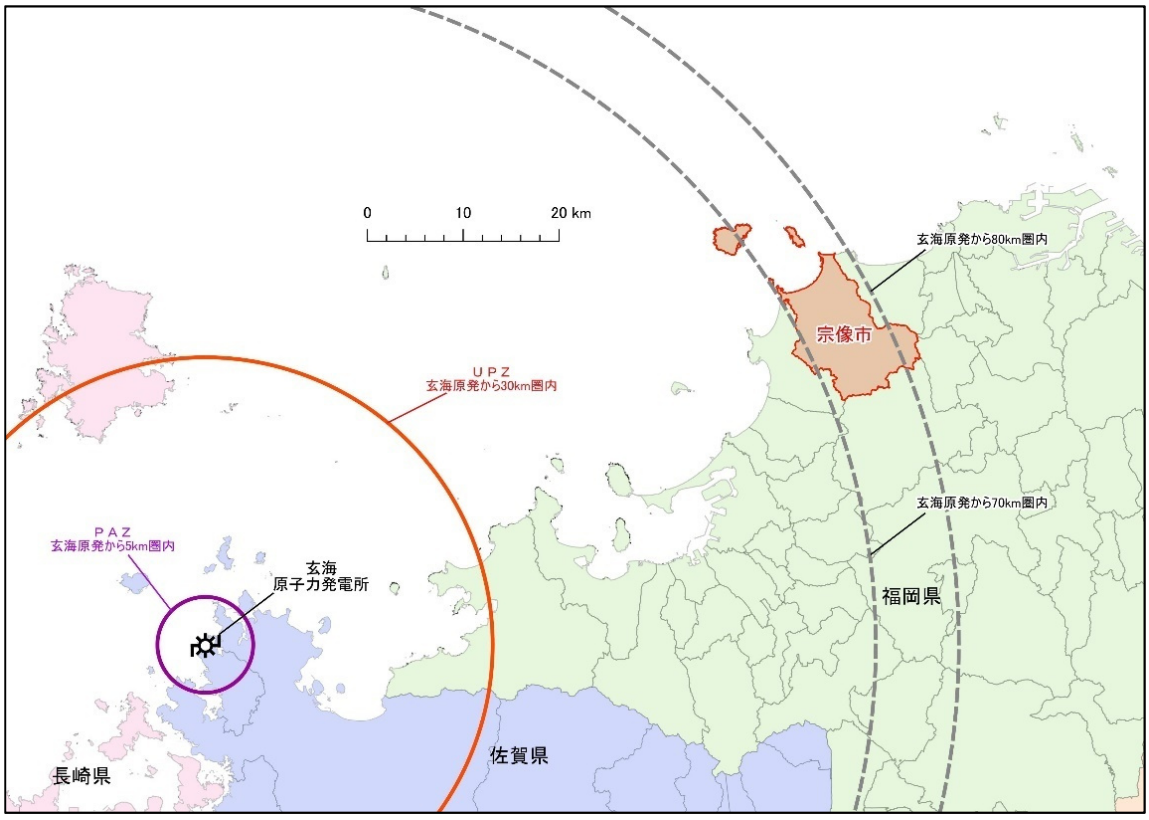

第６節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

第１　市

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像市	①　原子力防災に関する知識の普及と啓発 ②　教育及び訓練の実施 ③　災害状況の把握及び情報提供 ④　緊急時モニタリングへの協力 ⑤　糸島市民等の避難受入れに係る協力 ⑥　市民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限 ⑦　市民等への汚染農水産物等の出荷制限等 ⑧　原子力災害医療への協力 ⑨　放射性物質による汚染の除去 ⑩　放射性物質の付着した廃棄物の処理 ⑪　各種制限措置の解除 ⑫　損害賠償の請求等に必要な資料の整備 ⑬　情報が十分に伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 ⑭　文教対策 ⑮　災害時における避難経路及び輸送経路の確保

第２　県

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	①　原子力防災体制の整備 ②　通信施設及び通信連絡体制の整備 ③　モニタリング施設及び体制の整備 ④　環境条件の把握 ⑤　原子力防災に関する知識の普及と啓発 ⑥　教育及び訓練の実施 ⑦　事故発生時における国、市町村等との連絡調整 ⑧　応急対策活動に要する資機材等の整備 ⑨　県管理の道路の管理 ⑩　災害状況の把握及び情報提供 ⑪　緊急時モニタリングの実施 ⑫　市長に対する市民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力 ⑬　災害時における避難経路及び輸送経路の確保 ⑭　保健医療調整本部の設置・運営

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	⑮　緊急被ばく医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関すること等） ⑯　市長に対する市民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等 ⑰　市長に対する市民等への汚染農水産物等の出荷制限の指示等 ⑱　放射性物質による汚染の除去 ⑲　放射性物質の付着した廃棄物の処理 ⑳　市長に対する各種制限措置の解除の指示 ㉑　情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 ㉒　文教対策 ㉓　相談窓口の設置 ㉔　その他災害対策に必要な措置

第３　消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像地区消防本部	① 教育及び訓練の実施 ② 市民等の退避、避難誘導、輸送支援及び救助並びに立入制限 ③ 一般傷病者の救急看護 ④ 原子力災害医療への協力 ⑤ 避難等の誘導に係る資料の整備 ⑥ 対象地域の消防対策 ⑦ 消防団に関すること

第４　警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県警察	① 市民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 ② 立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等 ③ 緊急輸送のための交通の確保 ④ 犯罪の予防等、社会秩序の維持 ⑤ その他災害警備に必要な措置

第５　指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	① 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 ② 広域的な交通規制の指導調整 ③ 災害に関する情報収集及び連絡調整
福岡財務支局	① 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州厚生局	① 災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整
九州農政局	① 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物等への影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること ② 災害時における応急用食糧の確保等に関すること ③ 農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導 ④ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林水産物等の移動制限及び解除に関する指導 ⑤ 災害時の政府所有米穀の供給の支援
九州森林管理局 （福岡森林管理署）	① 国有林野・国有林産物の状況の把握 ② 林木（原木）の供給促進等、災害時の材木需要への対応
九州経済産業局	① 被災商工業者への支援に関すること ② 復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
九州産業保安監督部	① 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保 ② 鉱山における保安確保
九州運輸局（福岡運輸支局）	① 災害時における輸送用車両の斡旋、確保 ② 災害時における船舶の斡旋、確保 ③ 自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令等 ④ 運送の安全確保に関する指導
大阪航空局（福岡空港事務所）	① 航空機による輸送の安全確保に必要な措置 ② 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
第七管区海上保安本部	① 災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置 ② 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の支援 ③ 海上における救急・救助活動の実施 ④ 緊急時海上モニタリングの支援
福岡管区気象台	① 災害時における気象情報の発表及び伝達 ② 災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供
九州総合通信局	① 災害時における電気通信の確保 ② 非常通信の統制、管理 ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
福岡労働局	① 労働者の被ばく管理の監督指導 ② 労働災害調査及び労働者の労災補償 ③ 労働者の確保・被災者の職業斡旋
九州地方整備局	① 国管理の国道、一級河川の管理 ② 災害時における避難経路及び輸送経路の確保

第６　自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊（陸上自衛隊第四師団）	① 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援 ② 市民等の避難、物資の輸送等における陸上輸送支援 ③ その他災害応急対策の支援
海上自衛隊佐世保地方総監部	① 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援 ② 市民等の避難、物資の輸送等における海上輸送支援 ③ その他災害応急対策の支援
自衛隊（航空自衛隊西部航空方面隊）	① その他災害応急対策の支援

第７　指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社	① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
西日本電信電話株式会社(九州支店) ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社 株式会社ＮＴＴドコモ(九州支社) ＫＤＤＩ株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	① 災害時における通信の確保
日本銀行（福岡支店）	① 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ⑤ 各種措置に関する広報
日本赤十字社（福岡県支部）	① 災害時における医療救護等の実施
日本放送協会（福岡放送局）	① 災害情報の伝達 ② 原子力防災知識の普及
西日本高速道路株式会社	① 災害時における避難経路及び輸送経路等の確保
日本通運株式会社(福岡支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
西部ガス株式会社	① 災害時におけるガスの供給確保
日本郵便株式会社（九州支社）	① 災害時における郵便事業運営の確保

第８　指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県水難救済会	①　水難の際の人命及び船舶の救助
西日本新聞社 株式会社朝日新聞西部本社 株式会社毎日新聞西部本社 株式会社読売新聞西部本社 株式会社時事通信社福岡支社 一般社団法人共同通信社福岡支社 株式会社熊本日日新聞社福岡支社 株式会社日刊工業新聞社西部支社	①　災害情報の伝達 ②　原子力防災知識の普及
戸畑共同火力株式会社	①　災害時の電力供給確保
ＲＫＢ毎日放送株式会社 株式会社ﾃﾚﾋﾞ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社ｴﾌｴﾑ福岡 株式会社ＴＶＱ九州放送 株式会社ＣＲＯＳＳＦＭ ﾗﾌﾞｴﾌｴﾑ国際放送株式会社	①　災害情報の伝達 ②　原子力防災知識の普及
公益社団法人福岡県医師会	①　災害時における医療救護等の実施
公益社団法人福岡県獣医師会	①　災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施
一般社団法人福岡県歯科医師会	①　災害時における歯科医療救護等の実施
公益社団法人福岡県トラック協会	①　災害時における緊急物資輸送の協力
一般社団法人福岡県ＬＰガス協会	①　災害時におけるＬＰガスの供給確保
公益社団法人福岡県看護協会	①　医療の視点からの要配慮者への支援
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	①　福祉の視点からの要配慮者への支援
公益社団法人福岡県薬剤師会	①　災害時の医療救護（調剤）等の実施
福岡県水難救済会	①　水難の際の人命及び船舶の救助
西日本新聞社 株式会社朝日新聞西部本社 株式会社毎日新聞西部本社 株式会社読売新聞西部本社 株式会社時事通信社福岡支社 一般社団法人共同通信社福岡支社 株式会社熊本日日新聞社福岡支社 株式会社日刊工業新聞社西部支社	①　災害情報の伝達 ②　原子力防災知識の普及

第９　公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
農事組合法人宗像農業協同組合	① 農産物の出荷制限等応急対策の指導 ② 食料供給支援
福岡県広域森林組合福岡北支店宗像支所	① 林産物に関する対策の指導
漁業協同組合連合会・宗像漁業協同組合	① 水産物の出荷制限等応急対策の指導
特別認可法人宗像市商工会	① 救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋
学校法人	① 原子力防災に関する知識の普及及び指導に関すること ② 原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施 ③ 避難施設としての協力

第１０　原子力事業者

区分	事務又は業務の大綱
九州電力株式会社	①　原子力発電所の防災体制の整備 ②　原子力発電所の災害予防 ③　災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供 ④　防災教育及び訓練の実施 ⑤　原子力災害時における通報連絡体制の整備 ⑥　モニタリング設備及び機器類の整備 ⑦　応急対策活動に要する資機材等の整備 ⑧　原子力防災に関する知識の普及・啓発 ⑨　緊急時における通報及び報告 ⑩　緊急時における災害応急対策活動体制の整備 ⑪　原子力発電所の施設内の応急対策 ⑫　緊急時医療措置の実施のための協力 ⑬　放射性物質の付着した廃棄物の処理 ⑭　モニタリングの実施 ⑮　県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力 ⑯　相談窓口の設置 ⑰　原子力発電所の災害復旧

第２章　災害事前対策

第 １ 節　災害事前対策の概要
第 ２ 節　効果的な応急対策活動のための事前対策
第 ３ 節　原子力防災に関する知識の普及・啓発

本章では、原子力災害が発生する前（予防期）の対策として、「効果的な応急対策活動のための事前対策」と「原子力防災に関する知識の普及・啓発」のための施策を体系化し、本市に必要な災害予防計画を提示した。

【余　白】

第１節　災害事前対策の概要

本章は、災対法、原災法及び協定に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生に備えた事前対策について定める。

第２節　効果的な応急対策活動のための事前対策

第１　即応体制の整備

原子力災害時に応急対策活動を効果的に行うため、市は、あらかじめ災害警戒本部や災害対策本部の組織編成を定める等、即応体制の整備を図る。（組織等については、第３章を参照）

第２　情報収集、伝達体制の整備

１　情報の収集・伝達体制の整備

原子力施設等で災害が発生した場合、非常時の情報連絡を直ちに受けるとともに、国、県やその他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、その状況等を市民に広報する必要がある。

このため、市は、県、糸島市、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力災害に関する情報の収集・伝達を円滑に行うため、以下に掲げる事項について体制の整備を行う。

(1)　市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。その際、夜間休日の場合においても対応できる体制を整備する。

(2)　情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、対象地域における情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を図る。

(3)　移動通信系の活用体制

市は、防災行政無線及び携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

２　通信手段・経路の多様化

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県及び原子力施設からの状況報告や防災関係機関からの連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努める。

(1)　防災行政無線の保守・運用

ア　防災行政無線の保守

防災行政無線の使用に支障をきたさないよう、機器の保守点検を定期的に行う。

イ　日常業務での使用

防災行政無線の使用に習熟し、また、無線機の状況を把握するために、日常の業務のなかで積極的に無線を使用する。

ウ　使用訓練等

総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修会等の機会において、防災行政無線の使用訓練、無線を使用した情報伝達訓練等を行う。

(2) 他の通信手段の確保

ア　メール配信システムの活用

総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修会等の機会において、メール配信システムを活用した情報伝達訓練等を行う。

イ　災害時優先電話の周知

ＮＴＴの災害時優先電話の所在を職員に周知する。

ウ　関係機関との通信手段

市に設置されている福岡県防災･行政情報通信ネットワークについて、県が主催する講習、情報伝達訓練に参加するとともに、県との連絡において積極的に使用する。

第３　広域的な応援協力体制の整備

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、相互に応援協定を締結する等、あらかじめ必要な調整を行う。

第４　モニタリング体制の整備

市は、県が実施する緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備する。

第５　市民等への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、市民等に対し、危険回避のための情報や災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は県と連携し、市民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用体制の整備等、情報提供体制の整備を図る。

１　情報項目の整理

市は、県と連携し、情報収集事態及び警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。

２　情報提供体制の整備

市は、市民等に対し的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者（高齢者、障がい者等、被災者の年齢、性別、障がいの有無等から、災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、多様なメディアの活用や自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等との協力・連携に努める。

３　住民相談窓口の設置等

市は、県と連携して、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、

事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24 時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

４　多様なメディアの活用体制の整備

市は、インターネットホームページ、ＳＮＳ等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第６　避難受入れ活動体制の整備

１　避難計画の作成

東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害が広範囲に及び、市町村の区域を越える広域的な避難が必要となったことに鑑み、広域的自治体である県が、市町村と連携して広域避難の基本的な考え方である「原子力災害広域避難基本計画」を策定する。

福岡県原子力災害広域避難基本計画（令和 5 年 3 月 30 日）において、本市は糸島市から避難者 495 人の受入れを行うこととなっている。

２　指定避難所等の整備

市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得て、指定避難所等としてあらかじめ指定する。

３　指定避難所等への避難方法等の周知

市は、避難者を受入れる指定避難所等への避難方法について、日頃から市民等への周知徹底に努める。

第７　飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市は、原子力災害が発生した場合、飲料水、農林水産物等が放射性物質に汚染される恐れがあることから、内部被ばくを防ぎ、市民の安全や健康を適切に守るための対策が講じられるよう、県の助言のもと、飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制の整備に努める。

また、飲料水及び飲食物の摂取制限等を行った場合、市民等への飲料水、飲食物の供給体制をあらかじめ定めるよう努める。

第８　緊急事態応急対策に従事する者への研修

市は、県や関係省庁等が以下に掲げる事項について実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させる等、防災知識の習得、防災技術の習熟を図る。

１　原子力防災体制に関すること

２　原子力施設の概要に関すること

３　原子力災害とその特性に関すること
４　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
５　モニタリング実施方法及び機器等に関すること
６　原子力防災対策上の諸設備に関すること
７　緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
８　緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
９　原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
10　原子力災害時の被災者に対する心のケアに関すること
11　リスクコミュニケーションに関すること
12　その他緊急時対応に関すること

第３節　原子力防災に関する知識の普及・啓発

平常時から市民等の原子力防災に対する意識の向上を図るため、市は以下に掲げる事項等について、継続的な広報活動を実施する。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、特に要配慮者や被ばくによる健康リスクが高い青少年への普及・啓発が図られるよう努める。

１　放射性物質及び放射線の特性に関すること
２　原子力施設の概要に関すること
３　原子力災害とその特性に関すること
４　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
５　緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
６　屋内退避や避難に関すること
７　緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること
８　放射性物質による汚染の除去に関すること
９　放射性物質により汚染され、又はその恐れのあるものの処理に関すること

第３章　災害応急対策

第 １ 節　即応体制の確立
第 ２ 節　応急対策活動の実施

本章は、原子力災害時に市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順等の基本事項を定めたものである。

各対策項目は、原子力災害が発生した場合を想定して、災害発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）に沿って整理している。

時期区分	目安とする期間
初動活動期	災害発生～2 日目まで
応急活動期	3 日目～7 日目まで
復旧活動期	8 日目以降

【余　白】

第１節　即応体制の確立

市は、すみやかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置をとるとともに、国、県、糸島市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。

また、本市が避難先となる場合は、県と調整し、避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

※資料編 13-1 玄海原子力発電所位置図

第１　原子力災害の対象と対応方針

本節の原子力災害とは、玄海原子力発電所において災害が起こったことによる放射性物質の漏えい等の発生をいう。

原子力災害が発生したときは、県等と連携をとりながら、災害状況の把握に努めるとともに、必要に応じて被災者の受入れ等を行う。

第２　災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置等適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。原子力災害に関し、市が処理すべき事務又は業務は「第 1 章 総則 第 6 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱」のとおりである。

第２節　応急対策活動の実施

第１　応急対策活動体制

統括部（危機管理課）及び関係各班は、すみやかに職員の非常参集、県の緊急時モニタリング調査への協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた市民への情報伝達体制等の必要な措置をとるとともに、県等の関係機関と密接な連携を図る。

第２　緊急時モニタリング活動への協力

市民対策班は、県より緊急モニタリング活動への協力を依頼された場合、これに協力する。

なお、緊急時モニタリングの結果は、県の災害警戒本部又は災害対策本部等を通じて受け取る。協力する事項は次のとおりである。

■緊急モニタリング活動への協力事項

○　環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング
○　要員の確保
○　資機材の貸与

※資料編 13-2 緊急時モニタリング（福岡県）

第３　市民等への的確な情報提供活動

１　定点・定期観測と情報の提供

統括部(危機管理課)は、放射能発生源の観測情報を収集するとともに、災害発生後の放射能等に関する市内の定点･定期観測の体制を整え、観測値の変動に注視する。

また、市ホームページ等を通じて随時市民に情報提供を行う。

２　市民等への情報伝達活動

統括部(危機管理課)及び総務対策班は、原子力災害の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関等の情報、県等が講じている施策に関する情報、交通規制等、市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

情報提供に際しては、コミュニティ運営協議会、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等を活用し、要配慮者に配慮する。

また、市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール、Ｂｉｚ ＦＡＸ)、防災行政無線、インターネットやメール等を活用した情報提供を行う。

なお、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制を図る。

３　市民等からの問合せに対する対応

総務対策班は、市民からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

この窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて 24 時間受付体制等の対応を行うとともに、市民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

また、県等の協力を得て、状況に応じた質疑応答集を作成し、市民相談窓口に備え置くようにする

■情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路

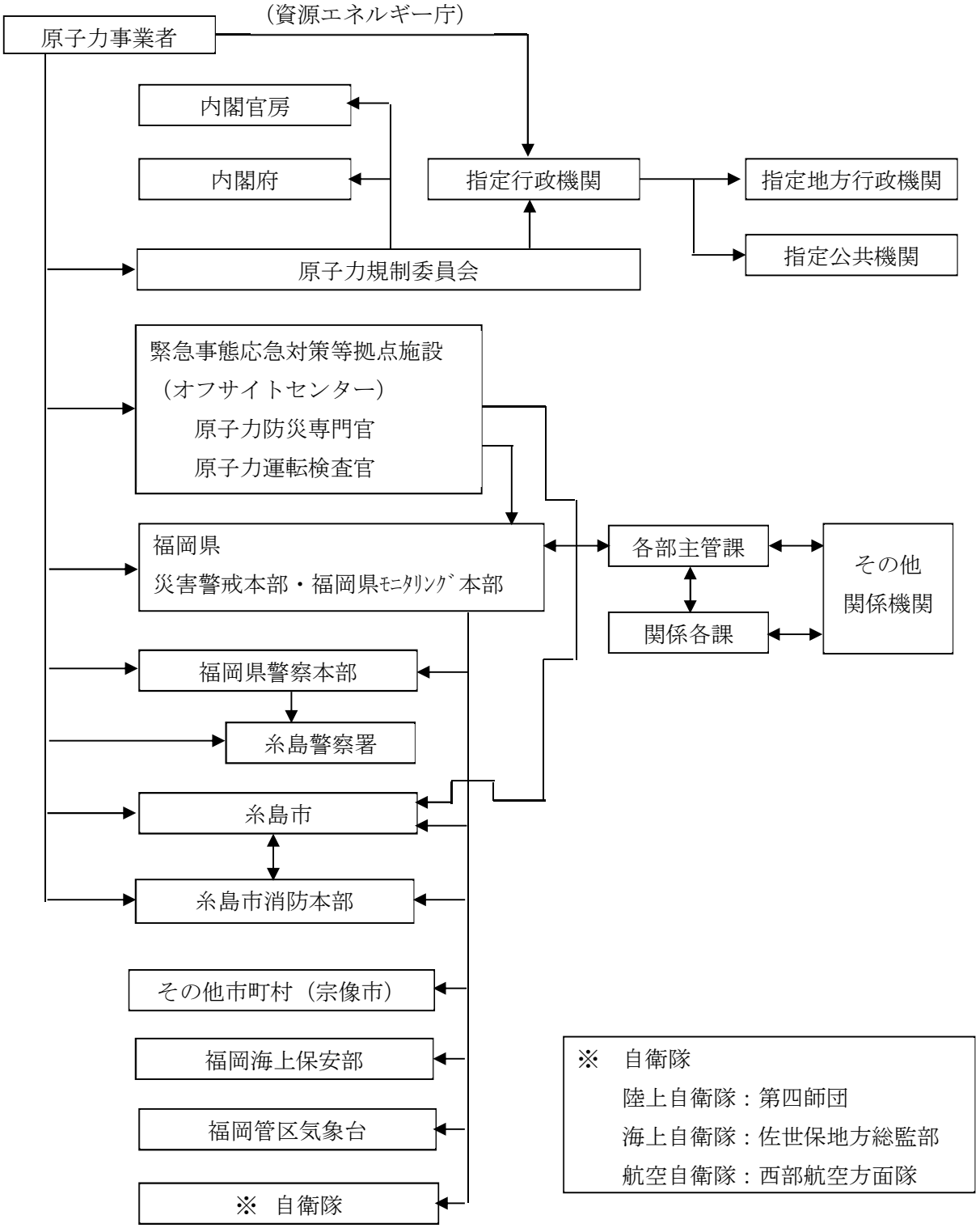

（資料：福岡県地域防災計画　原子力災害対策編）

■施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路

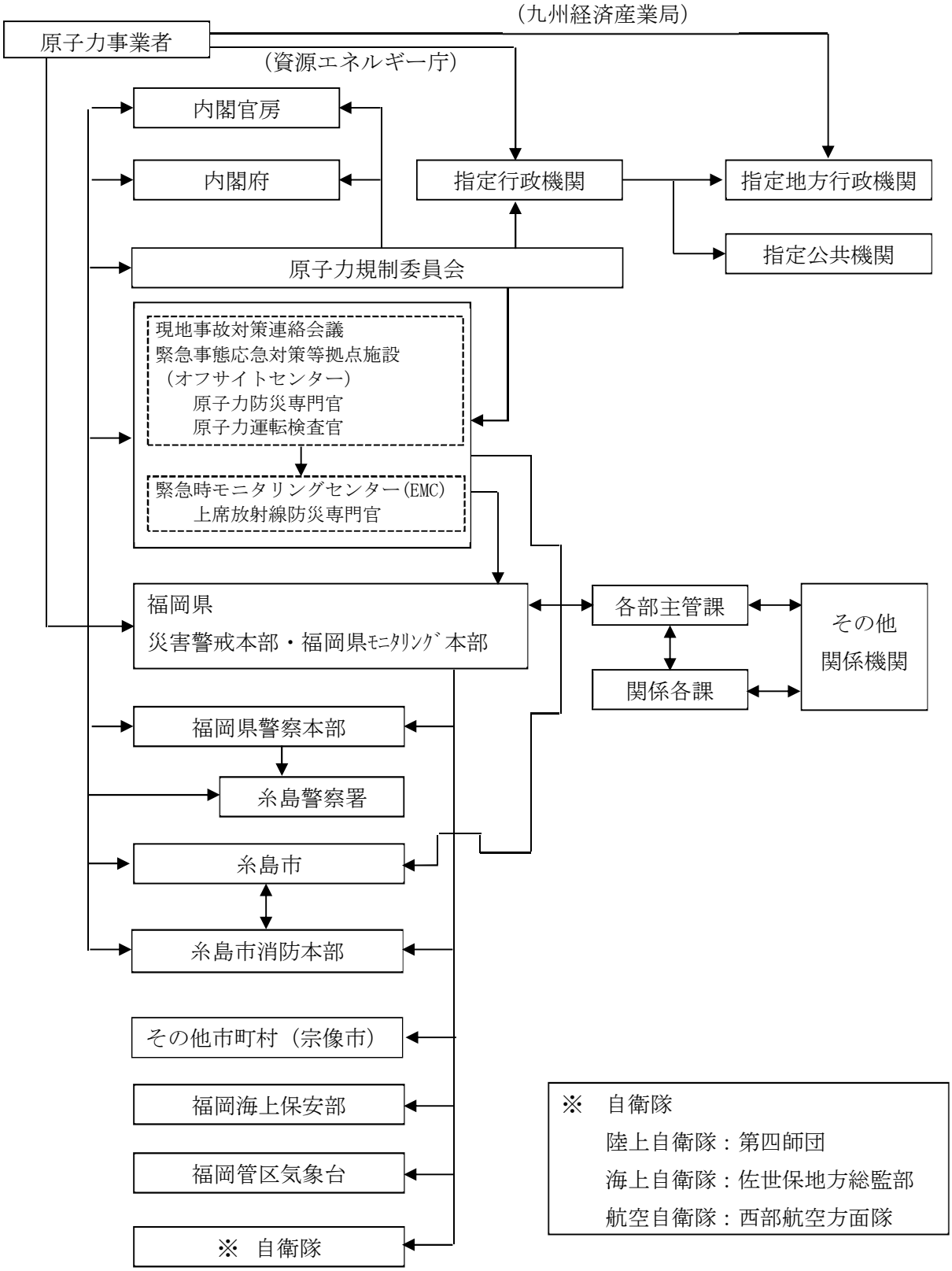

（資料：福岡県地域防災計画　原子力災害対策編）

■全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路

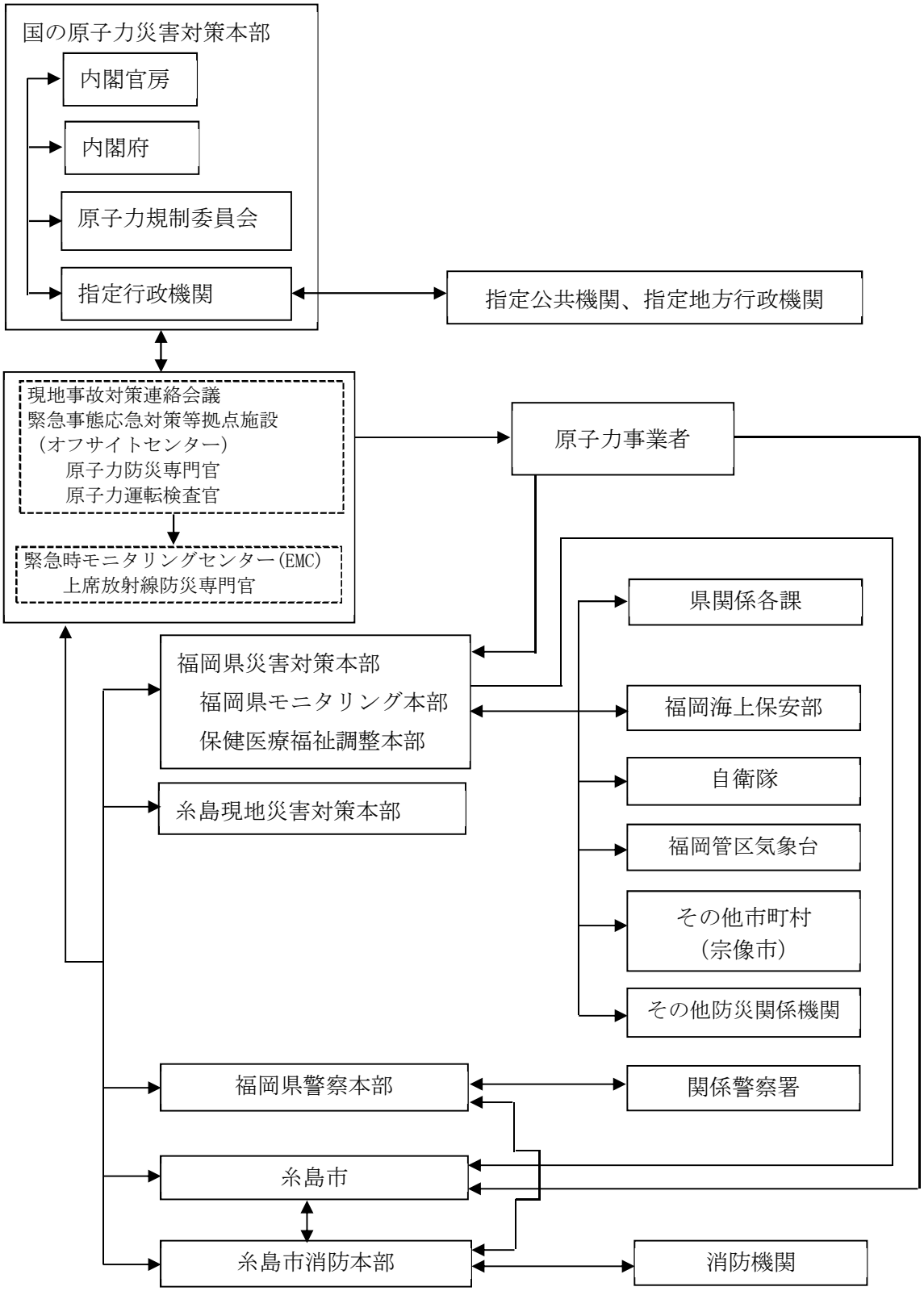

注）　緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

（資料：福岡県地域防災計画　原子力災害対策編）

第４　原子力災害医療活動

大規模な原子力災害が発生した場合、避難者の被ばくが想定されることから、避難所等における避難者等の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療に協力する。

第５　市民の緊急避難への対応

全面緊急事態が発生し、原子力緊急事態宣言が発出された場合、県は、国の指示に基づき、糸島市以外の市町村に対しては、屋内退避を行うよう指示する可能性がある旨の注意喚起を行うとともに、対象地域の行うＯＩＬに基づく防護措置の準備への協力を要請する。

統括部（危機管理課）は、県からの注意喚起や協力要請があった場合には、すみやかに対応を図る。

また、放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が「退避及び避難に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、当該地域住民に対して緊急避難の措置をとる。

■避難等に関するＯＩＬ

基準の種類		基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難なものの一時屋内退避を含む）
	OIL４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40，000 cpm※3 （皮膚から数 cm での検出器の計数率） β線：13,000 cpm※4 【１ヶ月後の値】 （皮膚から数 cm での検出器の計数率）	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準※5	20 μSv/h （地上 1m で計測した場合の空間放射線量率）※2	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。※5

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね１日が経過した時点の空間放射線量率

（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が２０ｃｍ^{2}の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約１２０ Bq/cm^{2}相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約４０ Bq/cm^{2}相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

（出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）

２　退避等の方法

統括部（危機管理課）は、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、対象者を退避又は避難させる。その際、要配慮者、特に避難行動要支援者に配慮する。

また、避難時の服装等について、広報車及び消防団等により市民等への周知を図る。

■避難時の服装等

○　ゴーグル、マスク、ビニールカッパ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防いで避難すること。 ○　避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」（平成 22 年最終改訂）

また、統括部（危機管理課）は、被害地域の拡大により、当該地域住民以外にも市民の緊急的な避難が必要となった場合には、すみやかに市民に広報するとともに、第 3 章・4 章の「第 6 節避難対策」に基づき、すみやかに避難を行う。

なお、現場や県による情報、風向き等の気象情報等を収集･整理し、避難方向や避難場所について適切に判断する。

３　県外への避難

県外に避難しなければならない場合は、「九州・山口 9 県災害時応援協定」等の協定や災害対策基本法に基づく広域一時滞在等をふまえた県の助言を受けるとともに、支援要請等の必要な調整を行う。

第６　避難者の受入れ

１　避難者の受入れ

統括部（危機管理課）は、原子力災害の発生地周辺市町に避難のための立退きの勧告又は指示が出された際に、本市が避難先として避難者を受入れる場合においては、県との調整により受入れ人数を設定し、「メイトム宗像（市民活動交流館）」において受入れを行う。

また、避難所の開設や避難者の誘導等、必要な支援を行うよう各班に指示を行う。

市民対策班は、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な避難所において受入れる体制を整える。

受入れの際は、主要避難経路からの進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。

なお、広域避難については、この計画に定めるもののほか、県が別に定める「原子力災害広域 避難基本計画」に基づき実施する。

※ 資料編 13-3 原子力災害における広域的避難

■OIL に基づく避難への協力

○　避難を受入れる場合、糸島市の「原子力災害広域避難個別計画」に定める避難所を提供し、避難所において糸島市の職員の補助を行う等、必要な協力を行う。

２　避難者の健康管理

健康福祉班は、避難所等における避難者の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療に協力する。

その際は、本計画のほか、県の「緊急被ばく医療マニュアル」に基づき実施する。

第７　飲料水、飲食物の摂取制限等

１　飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

市民対策班及び宗像地区事務組合は、国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、「飲食物摂取制限に関するＯＩＬ」を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の必要な措置を講じる。

また、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

■飲食物摂取制限に関するＯＩＬ[※1)]

基準の種類	基準の概要	初期設定値[※2)]	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h[※3)]（地上１ｍ で計測した場合の空間放射線量率）[※4)]	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	（別表を参照）	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

（別表）

核種※5)	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6)
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※１　ＩＡＥＡ（国際原子力機関）では、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ５が設定されている。ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※２　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※３　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※４　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※５　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ−２におけるＯＩＬ６の値を参考として数値を設定する。

※６　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

（資料：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）

２　飲料水、飲食物の汚染状況の調査

市は、県及び国から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、指針に基づく飲食物スクリーニング基準を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

３　農林畜産物等の摂取及び出荷制限

産業班は、農林畜産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、下記の措置を講じるよう指示する。

■必要となる措置

○　農作物の作付け制限
○　農林水産物等の収穫、漁獲の禁止
○　農林水産物等の出荷制限

○　肥料・土壌改良資機材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
○　その他必要な措置

また、上記の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

４　飲料水、飲食物の供給

市民対策班及び宗像地区事務組合は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市民への応急給水等の措置を講じる。

なお、ＯＩＬ及び食品衛生法上の基準値をふまえた国の指導・助言、指示、又は国の指示等に基づく県の指導・助言、指示に基づき、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限を解除する。

第８　文教対策の実施

学校等及び市は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

１　学校施設の被害状況の把握、応急復旧

公立の学校等は、原子力災害発生後、県又は関係機関に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼するとともに、その調査結果を市に連絡する。

調査結果の連絡を受けた市は、すみやかにその内容を県に連絡する。

また、市は、県等と連携し、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合や汚染の拡大が予測される場合は、早急に関係機関と連携し、放射性物質による汚染の除去（除染）を行う。

私立の学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。

その結果については、設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に対し連絡を行う。

２　応急教育の実施

公立の学校等は、原子力災害により学校施設等が被災した場合又は指定避難所等として被災者が避難してきた場合にも、応急教育を実施する。

避難者を受入れていても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

第９　その他の応急活動

原子力災害に必要な応急対策活動は、以下のとおりである。

■主な活動内容

○　災害状況の実態把握及び的確な情報の収集
○　関係防災機関への連絡及び対応の調整

○　広域避難者の受入れ
○　放射性物質の拡散による影響が予想される警戒区域の設定及び立入制限、付近住民に対する避難指示
○　県又は他の市町村に対する応援

注）各項目の詳細は、第３章・４章の関連節を参照のこと

第４章　災害復旧対策

第 １ 節　応援要請への対応
第 ２ 節　被災者の生活再建等の支援

本章は、社会システム回復のための基本的対策項目と、被災した市民・事業者・農林漁業従事者等の再建支援について定めたものである。

【余　白】

第１節　応援要請への対応

市は、県等からの応援要請があった場合には、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、応援体制を整備し協力する。

第２節　被災者の生活再建等の支援

第１　放射性物質による汚染の除去

市は、大規模な原子力災害が発生した場合、放射性物質による汚染が生じることもあることから、被災地の市民等の被ばく線量を低減するため、県等と連携して、放射性物質による汚染の除去（除染）に協力する。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、農用地及び森林等の対象の中から、人の健康保護の観点から地域を選別し優先的に実施する。なお、これらの地域の中でも、特に、成人に比べて放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供等の生活環境については、優先的に除染する。

また、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染を行うに当たっては、国や原子力事業者とも連携の上、国が策定した「除染関係ガイドライン」（環境省、平成 25 年 5 月）を参考に実施する。

なお、避難のための立退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

第２　放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理

市は、県等と連携して、国の主導のもと、原子力災害及び除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理について、収集、運搬、一時的な保管等必要な協力を行う。

放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の収集、運搬及び一時的な保管に当たっては、飛散流出防止措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の量並びに運搬先等の記録、周辺住民の健康保護及び生活環境保全への配慮等に関し、必要な措置をとる。

なお、市民、事業者等に対して、放射性物質の付着により摂取制限、出荷制限等の対象となった飲食物・農林水産物等の廃棄物や除染により発生した放射性物質の付着した土壌の取り扱いについて周知徹底し、適切に取り扱うよう協力を求める。

市は、国に対し、早期に放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う施設を確保し、一時的な保管場所から搬送するよう要請する。

第３　各種制限措置の解除

市は、緊急モニタリング等による調査、国の判断・指示、県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第４　モニタリングへの協力及び結果の公表

市は、県が実施するモニタリングに協力する。

第５　災害地域住民等に係る記録の作成及び相談窓口の設置等

市は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、市民が受けた影響について調査するとともに、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

１　影響調査の実施

市は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、市民が受けた影響について調査する。

２　災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第６　情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減

原子力災害が発生した場合、国内外において農林水産業及び観光業等における情報伝達不足による混乱や避難先でのいじめ問題等の人権侵害が生じるおそれがあることから、市は、原子力災害による「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害)」の影響を軽減するため、農林水産物、加工品、工業製品等の適正な流通促進、観光地の安全性アピール及び避難先でのいじめ等人権侵害の防止等に関する情報提供・広報活動を行う。

第７　被災中小企業等に対する支援

市は、県等と連携して、必要に応じ、復旧のための資金が金融機関から被災農林水産業者又は被災農林水産業者が組織する団体へ円滑に融資されるよう支援する。

また、被災中小企業及び被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第８　心身の健康相談体制の整備

市は、原子力災害が発生した場合に、市民等の放射線被ばくに関する不安への対応のため、心身の健康に関する相談体制を整備するとともに、国、県等が、必要に応じて実施する、市民を対象とした長期間にわたる健康調査に協力する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供等に十分配慮する。

第９　復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、県警察との連携により、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努める。

また、関係行政機関、業界団体等に働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

【余　白】

宗像市地域防災計画

原子力災害対策編

（令和７年５月改正）

編集・発行　　宗像市防災会議
事　務　局　　宗像市 総務部 危機管理課

〒811-3492
福岡県宗像市東郷１丁目１番１号
TEL 0940-36-1121
FAX 0940-37-1242